

平成 31 年第 1 回佐伯市議会定例会 予算外議案の概要

議案

議案第 29 号

佐伯市いじめ問題調査委員会条例の制定について (議案書 1 ページ)

市長の附属機関として、新たに「佐伯市いじめ問題調査委員会」を設置しようとするものである。

「いじめ防止対策推進法」第 30 条第 1 項の規定により、教育委員会又は学校は、いじめにより学校に在籍する児童又は生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い等があると認めるときは、その旨を当該地方公共団体の長に報告しなければならないこととされている。

また、当該報告を受けた当該長は、当該報告に係るその対処又は同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、教育委員会又は学校が行った調査の結果について調査を行うことができることとされた。

このことから、当該附属機関として、「佐伯市いじめ問題調査委員会」を設置する。

<条例の主な内容>

- (1) 委員会の所掌事務は、「市長の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査及び審議を行い、その結果を市長に答申すること」とする (第 2 条関係)。
- (2) 委員会は、委員 5 人以内をもって組織し、特別の事項の調査及び審議をさせるため必要があるときは、臨時委員を置くことができることとする (第 3 条関係)。
- (3) 委員は、法律、医療、教育、心理又は福祉に関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する (第 4 条第 1 項関係)。
- (4) 委員の任期は、2 年とする (第 4 条第 2 項関係)。
- (5) 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く (第 5 条第 1 項関係)。
- (6) 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する (第 7 条関係)。
- (7) 施行期日
平成 31 年 4 月 1 日

(担当課：総務課)

議案第 30 号

佐伯市行政組織条例の一部改正について

(議案書 3 ページ)

平成 31 年度の組織改編に伴い、地方自治法第 158 条第 1 項後段の規定により市長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務について定めた「佐伯市行政組織条例」を改めるとともに、関係条例において引用する部課の名称を改めようとするものである。

<改正の内容>

- (1) 新行財政改革プランの策定及びその進捗管理並びに公民連携、業務改善、事業のスクラップ等の総合的な推進を図るため、総務部の分掌事務のうち「行財政改革の推進」に関する事務を総合政策部に移管する(第 2 条第 1 号及び第 2 号改正関係)。

※ この改正に伴い、総合政策部に当該移管事務を担当する「行政マネジメント課」を新設することとする(議決後に佐伯市行政組織規則の改正を予定)。

- (2) 上記(1)の組織改編に係る改正に伴い、現行総務部総務課が担当している「佐伯市行財政改革推進委員会条例」第 8 条に規定する当該委員会の庶務を「総合政策部行政マネジメント課」において処理させることとする(附則第 2 項関係)。

- (3) 施行期日
平成 31 年 4 月 1 日

(例規集第 1 巻 4500 ページ、5700 ページ)

(担当課：総務課)

議案第 31 号

佐伯市人権尊重のまちづくり条例の一部改正について

(議案書 5 ページ)

部落差別の解消の推進に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等の差別の解消を目的とした法令等の趣旨に鑑み、本市における部落差別を始めとするあらゆる差別のない人権尊重のまちづくりを推進するため、規定を整備しようとするものである。

<主な改正の内容>

- (1) 差別の撤廃を図るための根拠法令の具体化
目的規定(第 1 条)のうち、差別の撤廃を図ることについての根拠法令を具体化するため、当該根拠法令の名称等を追加する(第 1 条改正関係)。
- (2) 「差別」に係る用語の具体化
「差別」に係る用語を具体化するため、「あらゆる差別」という字句を「部落差別を始めとするあらゆる差別」に改める(第 1 条改正関係)。
- (3) 相談体制の充実に係る規定の追加

市の責務として、「市は、あらゆる差別及び人権に関する相談に的確に応じるための相談体制の充実を図るよう努める」こととする（第5条追加関係）。

- (4) 施行期日
公布の日

(例規集第1巻 15900 ページ)
(担当課：人権・同和対策課)

議案第32号

佐伯市情報ネットワーク施設条例等の一部改正について (議案書6ページ)

消費税法及び地方税法の一部改正（平成31年10月1日施行分）により、消費税率及び地方消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、使用料等の額を改めようとするものである。

<主な改正の内容>

- (1) 公の施設等の使用料等の額の引上げ

次の表の中欄に掲げる条例（81件）について、それぞれ右欄に掲げる消費税及び地方消費税の課税対象となる使用料等の額を引き上げる。

引上げ額は、消費税及び地方消費税のそれぞれの引上げ率を合計した率（2%）に相当する金額とする。

改正条例の条番号	条例の名称	使用料等の区分
第1条	佐伯市情報ネットワーク施設条例	加入負担金、使用料
第2条	佐伯市行政財産の目的外使用に関する条例	使用料
第3条	佐伯市営駐車場条例	使用料、利用料金
第4条	佐伯市貸工場及び佐伯市貸事業場条例	使用料
第5条	三余館条例	利用料金
第6条	佐伯市宇目商業団地関連施設条例	利用料金
第7条	佐伯市まちかど広場条例	使用料
第8条	佐伯市宇目柳瀬農村体験モデル施設条例	利用料金
第9条	佐伯市グリーンパーク直川条例	利用料金
第10条	佐伯市体験公園亀の甲なおかわ条例	使用料
第11条	佐伯市直川憩の森公園条例	利用料金
第12条	佐伯市小半ふれあい広場条例	利用料金
第13条	佐伯市小半森林公園キャンプ場条例	利用料金
第14条	佐伯市本匠もくもく館条例	使用料

第 15 条	佐伯市かみうら天海展望台施設条例	利用料金
第 16 条	佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設条例	利用料金
第 17 条	佐伯市道の駅やよい条例	利用料金
第 18 条	佐伯市道の駅かまえ条例	利用料金
第 19 条	佐伯市天然記念物小半鍾乳洞観覧料徴収条例	観覧料
第 20 条	佐伯市水の子島海事資料館等条例	使用料
第 21 条	佐伯市藤河内溪谷観光施設等条例	利用料金
第 22 条	佐伯市高平キャンプ場条例	利用料金
第 23 条	佐伯市うめキャンプ村条例	利用料金
第 24 条	佐伯市道の駅宇目条例	利用料金
第 25 条	佐伯市城下町観光交流館条例	使用料
第 26 条	佐伯市かまえインターパーク条例	使用料
第 27 条	佐伯市都市公園条例	使用料、利用料金
第 28 条	佐伯市友だちコミュニティ館条例	使用料
第 29 条	佐伯市多目的集会施設等条例	利用料金
第 30 条	佐伯市生活改善センター条例	利用料金
第 31 条	佐伯市鶴見農村多目的広場条例	使用料
第 32 条	佐伯市上浦地域活性化施設及び農村公園条例	利用料金
第 33 条	佐伯市宇目酒利交流施設条例	利用料金
第 34 条	佐伯市林業集会施設条例	利用料金
第 35 条	佐伯市グリーンピア大越条例	利用料金
第 36 条	佐伯市本匠農林産物直売施設条例	利用料金
第 37 条	佐伯市本匠農産加工施設条例	利用料金
第 38 条	佐伯市本匠釜茶加工施設条例	利用料金
第 39 条	佐伯市重岡ライスセンター条例	利用料金
第 40 条	佐伯市直川米麦乾燥調製施設条例	利用料金
第 41 条	佐伯市本匠堆肥化施設条例	利用料金
第 42 条	佐伯市宇目しいたけ団地条例	利用料金
第 43 条	佐伯市本匠椎茸生産施設条例	利用料金
第 44 条	佐伯市本匠林産物加工施設条例	利用料金
第 45 条	佐伯市公設水産地方卸売市場条例	卸売価格等、使用料
第 46 条	佐伯市生活排水処理施設条例	使用料
第 47 条	佐伯市簡易給水施設事業条例	料金、加入金
第 48 条	佐伯市飲料水供給事業給水条例	料金、加入金
第 49 条	佐伯市集落排水処理施設条例	使用料
第 50 条	佐伯市公共下水道条例	使用料

第 51 条	佐伯市特定環境保全公共下水道事業条例	使用料
第 52 条	佐伯市水道事業給水条例	料金、加入金
第 53 条	佐伯市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	手数料
第 54 条	佐伯市地域福祉センター条例	利用料金
第 55 条	佐伯市社会福祉センター条例	使用料（利用料金）
第 56 条	佐伯市福祉センター条例	使用料
第 57 条	佐伯市児童館条例	使用料
第 58 条	佐伯市上浦ふれあいプラザ条例	利用料金
第 59 条	佐伯市老人憩の家条例	利用料金
第 60 条	佐伯市高齢者活動促進施設条例	利用料金
第 61 条	佐伯市小浦高齢者コミュニティセンター条例	利用料金
第 62 条	佐伯市保健福祉総合センター和楽条例	利用料金
第 63 条	佐伯市国民健康保険診療所使用料及び手数料徴収条例	使用料等
第 64 条	佐伯市公民館条例	使用料（利用料金）
第 65 条	佐伯市視聴覚センター条例	利用料金
第 66 条	佐伯市文化会館条例	使用料
第 67 条	佐伯市大入島開発総合センター条例	使用料
第 68 条	佐伯市最勝海宿泊研修施設条例	使用料
第 69 条	佐伯市平和祈念館やわらぎ条例	使用料
第 70 条	佐伯市工房館条例	使用料
第 71 条	佐伯市蒲江葛原郷土文化保存伝習所条例	利用料金
第 72 条	佐伯市蒲江海の資料館条例	利用料金
第 73 条	佐伯市蒲江集会所条例	利用料金
第 74 条	佐伯市宇目農村環境改善センター条例	使用料
第 75 条	佐伯市米水津海辺の村交流館条例	使用料
第 76 条	佐伯市米水津保健センター及び米水津温水プール条例	使用料
第 77 条	佐伯市スポーツ公園条例	使用料
第 78 条	佐伯市民武道館条例	使用料
第 79 条	佐伯市体育館条例	使用料
第 80 条	佐伯市立学校夜間照明施設条例	使用料
第 81 条	佐伯市グラウンド等条例	使用料

(2) 施行期日

平成 31 年 10 月 1 日

(例規集第1巻 12600 ページほか)

(担当課：全般的な事項については財政課、
個別の使用料等の引上げに係る
事項については各担当課)

議案第 33 号

佐伯市火災予防条例の一部改正について

(議案書 19 ページ)

防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物における消防用設備等の違反状況の公表に係る規定を整備しようとするものである。

違反對象物の公表については、現在、消防法令の規定により消防機関が命令を行った場合に、違反對象物への命令内容の公示が義務づけられているが、公示に至るまでの間、建物の危険性に関する情報が利用者に提供されない状況にあることから、利用者自らがその情報を入手して利用を判断できることが必要となっている。

このことから、消防法令に重大な違反がある防火対象物について、その違反内容等を公表する制度を新設する。

<主な改正の内容>

- (1) 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、消防法、消防法施行令又は同施行令に基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができることとする(改正後の第 47 条の 2 第 1 項関係)。
- (2) 消防長は、上記(1)の公表をしようとするときは、その防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする(改正後の第 47 条の 2 第 2 項関係)。
- (3) 上記(1)の公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、市長が定めることとする(改正後の第 47 条の 2 第 3 項関係)。

それらの内容は、概ね次のとおりとする。

① 公表の対象となる防火対象物

公表の対象となる防火対象物は、病院、介護施設、集会場、ホテル、飲食店等、多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建物等とする。

② 公表の対象となる違反の内容

公表の対象となる違反の内容は、上記①の防火対象物において消防法の規定による立入検査をした結果、当該防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないと認められたこととする。

③ 公表の手続

公表は、上記②の立入検査の結果を通知した日から 2 週間を経過した日において、引き続き当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、本市のインターネットのホームページに掲載することにより行う。

- ④ 公表する事項
 - ア 上記②の違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
 - イ 上記②の違反の内容
- (4) 施行期日
 - 平成 31 年 7 月 1 日

(例規集第 5 巻 109400 ページ)
(担当課：消防総務課)

議案第 34 号
新市建設計画の変更について
(議案書 20 ページ)

新市建設計画を変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律第 5 条第 7 項の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

平成 30 年 4 月 25 日に「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」が公布（同日施行）されたことに伴い、合併特例債の発行可能期間が 5 年間延長された。

合併特例債の充当が可能な合併特例事業は、新市建設計画に基づいた事業である必要があることから、合併特例債の発行可能期間の延長に伴い、当該計画の計画期間を平成 36 年度まで 5 年間延長するほか、その他所要の変更を行うものである。

この変更にあたっては、策定当初の計画及び 5 年前に変更した計画の背景、趣旨等を尊重し、計画期間、過去 5 年間に変動のあった主要なデータ、社会資本の整備状況等の変更にとどめることとした。

(担当課：政策企画課)

議案第 35 号
佐伯市過疎地域自立促進計画の変更について
(議案書 34 ページ)

過疎地域自立促進計画を変更しようとする場合には、当該市町村の議会の議決を経て、これを総務大臣に提出しなければならないこととされている。本議案は、佐伯市過疎地域自立促進計画（計画期間：平成 28 年度から平成 32 年度まで）の変更について、議会の議決を求めようとするものである。

今回の計画の変更内容は、次の表の左欄に掲げる「自立促進施策区分」に、中欄に掲げる「事業名（施設名）」及び右欄に掲げるその「事業内容」を追加するものである。

自立促進施策区分	事業名（施設名）	事業内容
2 交通通信体系の整備、情報化	(7) 自動車等自動車	コミュニティバス購入事業

及び地域間交流の促進		
3 生活環境の整備	(1) 水道施設 その他	飲料水供給施設遠方監視システム クラウド化増強事業 ・機器整備 1式 ・遠方監視システム改造 1式
	(3) 廃棄物処理施設 し尿処理施設	し尿処理施設長寿命化改修事業

※事業主体は、いずれも佐伯市

<追加する事業内容の概要>

(1) コミュニティバス購入事業

① 事業の目的

コミュニティバス車両を新たに購入し、老朽化した車両を更新することによりコミュニティバスの安全運行を図る。

② 事業の内容

現在運行している本匠線、弥生線、宇目線において、コミュニティバスを各1台購入する。

③ 事業費及び財源内訳

(単位：千円)

事業費	財源内訳	
	過疎対策事業債	一般財源
12,110	12,100	10

④ 事業の実施時期

平成31年度

(2) 飲料水供給施設遠方監視システムクラウド化増強事業

① 事業の目的

直川内水浄水場及び本匠虫月浄水場に濁度計を設置し、及び遠方監視システムを改造することにより、飲料水供給施設の監視体制の強化を図る。

② 事業の内容

ア 平成31年度

直川内水浄水場 濁度計設置工 一式

遠方監視システム改造業務委託 一式

イ 平成32年度

本匠虫月浄水場 濁度計設置工 一式

遠方監視システム改造業務委託 一式

③ 事業費及び財源内訳

(単位：千円)

年 度	事業費	財源内訳		
		過疎対策事業債	簡易水道事業債	一般財源
平成 31 年度	4,378	1,800	1,900	678
平成 32 年度	9,746	4,500	4,500	746
計	14,124	6,300	6,400	1,424

- ④ 事業の実施時期
平成 31 年度及び平成 32 年度

(3) し尿処理施設長寿命化改修事業

① 事業の目的

平成 8 年の供用開始以後 20 年以上経過した「し尿処理施設（クリーンセンター）」が老朽化していることから、機械設備を計画的に改修することにより、施設の長寿命化を図る。

② 事業の内容

老朽化した「し尿処理施設（クリーンセンター）」の機械設備（破碎機、前処理機、脱水機等）を計画的に改修する。

③ 事業費及び財源内訳

(単位：千円)

年 度	事業費	財源内訳	
		過疎対策事業債	一般財源
平成 31 年度	29,700	29,700	0
平成 32 年度	23,740	23,700	40
合 計	53,440	53,400	40

- ④ 事業の実施時期
平成 31 年度及び平成 32 年度

(担当課：政策企画課)

議案第 36 号

上津川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について (議案書 36 ページ)

「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第 3 条の規定により、「この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て総合整備計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならない」こととされている。本議案は、「上津川辺地（本匠地域）に係る公共的施設の総合整備計画」の策定について、議会の議決を求めようとするものである。

上津川辺地は、佐伯市の中心部から約 26 km の距離にある人口 52 人、29 世帯の集落である。

公共的施設の整備計画の計画期間は平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間であり、整備計画の内容は本匠上津川飲料水供給施設（上津川浄配水場濁度計）を整備するものである。

＜浄配水場濁度計整備事業の概要＞

(1) 事業の目的

表流水を水源としている上津川飲料水供給施設について、豪雨時における水質の濁度異常に迅速に対応するため、浄配水場に濁度計を設置し、及び監視システムを遠方監視が可能なものに改造することにより、安全で良質な水道水の安定的供給を図る。

(2) 事業の内容

- ① 濁度計設置工 一式
- ② 遠方監視システム改造業務委託 一式

(3) 事業費及び財源内訳

(単位：千円)

事業費	財源内訳		
	辺地対策事業債	簡易水道事業債	一般財源
5,200	2,200	2,300	700

(4) 事業の実施時期

平成 31 年度

(担当課：政策企画課)

議案第 37 号

久保浦片神辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

(議案書 39 ページ)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更しようとする場合には、当該市町村の議会の議決を経て、これを総務大臣に提出しなければならないこととされている。本議案は、「久保浦片神辺地（大入島地域）に係る公共的施設の総合整備計画」の変更について、議会の議決を求めようとするものである。

今回の整備計画の変更内容は、診療の用に供するために必要な備品（大入島診療所）及び都市間交流推進事業（カンガルー広場整備）の追加であり、それらの事業費及び主な財源となる辺地対策事業債の予定額等を計上する。

＜追加する整備計画の概要＞

(1) 大入島診療所医療機器等更新事業

① 事業の目的

平成 23 年度に大入島診療所に購入した医事会計システムについて、メーカーによる保守、補修部品等の製造等が平成 31 年 3 月に終了することに伴い、当該システムを更新し、医療環境の維持を図る。

② 事業の内容

診療報酬請求事務、会計事務、患者登録事務等の一括管理をするための「医事会計システム」購入一式

③ 事業費及び財源内訳

(単位：千円)

事業費	財源内訳		
	県補助金	辺地対策事業債	一般財源
2,530	1,265	1,200	65

④ 事業の実施時期

平成 31 年度

(2) カンガルー広場トイレ整備事業

① 事業の目的

平成 15 年度に姉妹都市グラッドストーンとの友好の証として整備したカンガルー広場の敷地内にある公衆トイレが老朽化している。

九州オルレさいき・大入島コースの設置等による入込客の増加に伴い、当該公衆トイレの利用者数が増加していることから、このことに対応するため当該公衆トイレの整備を図り、観光客等に対する利便性の向上を図る。

② 事業の内容

便器の増設（男性用 1 個、女性用 1 個）、多目的トイレの改修等

③ 事業費及び財源内訳

(単位：千円)

事業費	財源内訳		
	県補助金	辺地対策事業債	一般財源
3,100	1,500	1,500	100

④ 事業の実施時期

平成 31 年度

(担当課：政策企画課)

議案第 38 号

木浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

(議案書 42 ページ)

議案第 37 号と同様に、木浦辺地（宇目地域）に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、議会の議決を求めようとするものである。

今回の整備計画の変更内容は、観光施設整備事業（祖母傾国定公園施設整備事業）の事業費の増額であり、その事業費及び主な財源となる辺地対策事業債の予定額等を計上する。

<増額する事業費の概要>

(1) 事業費の増額の理由

平成 29 年 6 月に祖母・傾・大崩がユネスコエコパークに登録されたことに伴い、そのエリア内の藤河内溪谷が注目されているが、その遊歩道については経年劣化による損傷が著しく、危険箇所も多いことから、事業費を増額し、早期の改修を図る。

(2) 事業費の増額の内容

遊歩道（千枚平～思い出橋周辺）の改修 延長約 550m

(3) 祖母傾国定公園施設整備事業に係る事業費及び財源内訳の変更内容

(単位：千円)

項目	事業費	財源内訳		辺地対策事業債の予定額
		特定財源	一般財源	
① 変更前計画額	44,853	30,275	14,578	14,500
② ①の決算の確定に伴う減額分	△1,032	△696	△336	△300
③ 今回増額分（遊歩道改修の追加）	4,392	84	4,308	4,100
④ 変更後計画額 (④=①-②+③)	48,213	29,663	18,550	18,300

(4) 事業の実施時期

平成 31 年度

(担当課：政策企画課)

議案第 39 号

大島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

(議案書 45 ページ)

議案第 37 号と同様に、大島辺地（鶴見地域）に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、議会の議決を求めようとするものである。

今回の整備計画の変更内容は、大島診療所医療機器等更新事業及び小型動力ポンプ付積載車更新事業の追加であり、それらの事業費及び主な財源となる辺地対策事業債の予定額等を計上する。

<追加する整備計画の概要>

(1) 大島診療所医療機器等更新事業

① 事業の目的

大島診療所の X 線撮影は、フィルム方式で処理しているため、画像の現像等に時間及び費用を要していることから、当該 X 線撮影をデジタル方式で処理することが可能となる機器（CR 画像読取装置）を整備し、医療環境の維持・向上を図る。

- ② 事業の内容
CR（コンピューテッド・ラジオグラフィ）画像読取装置の購入
1台
- ③ 事業費及び財源内訳

(単位：千円)

事業費	財源内訳		
	県補助金	辺地対策事業債	一般財源
3,850	1,925	1,900	25

- ④ 事業の実施時期
平成 31 年度

(2) 小型動力ポンプ付積載車更新事業

- ① 事業の目的
平成 13 年度に配備した佐伯市消防団鶴見方面隊大島分団の小型動力ポンプ付積載車について、配備後 18 年が経過し、老朽化が著しくなっていることから、これを更新し、大島地区における消防力の強化を図る。
- ② 事業の内容
小型動力ポンプ付積載車（軽自動車）の購入 1 台
- ③ 事業費及び財源内訳

(単位：千円)

事業費	財源内訳	
	辺地対策事業債	一般財源
4,612	4,400	212

- ④ 事業の実施時期
平成 31 年度

(担当課：政策企画課)

議案第 40 号

**梶寄浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
(議案書 48 ページ)**

議案第 37 号と同様に、梶寄浦辺地（鶴見地域）に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、議会の議決を求めようとするものである。

今回の整備計画の変更内容は、観光施設整備事業（鶴御埼灯台おもてなしトイレ緊急整備事業）の追加であり、その事業費及び主な財源となる辺地対策事業債の予定額等を計上する。

<鶴御埼灯台おもてなしトイレ緊急整備事業の概要>

- (1) 事業の目的
昭和 62 年に整備した鶴御埼灯台下トイレについて、整備後 32 年が経過し、

老朽化が著しくなっていることから、これを改修し、観光客等に対する利便性の向上を図る。

- (2) 事業の内容
 トイレの壁、屋根等の改修 一式
- (3) 事業費及び財源内訳

(単位：千円)

事業費	財源内訳		
	県補助金	辺地対策事業債	一般財源
8,578	1,251	7,300	27

- (4) 事業の実施時期
 平成 31 年度

(担当課：政策企画課)

議案第 41 号

葛原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について (議案書 51 ページ)

議案第 37 号と同様に、葛原辺地（蒲江地域）に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、議会の議決を求めようとするものである。

今回の整備計画の変更内容は、非常備消防施設整備事業（消防機庫建設事業）の追加であり、その事業費及び主な財源となる辺地対策事業債の予定額等を計上する。

<消防機庫建設事業の概要>

- (1) 事業の目的
 県道古江丸市尾線の道路改良工事（事業主体：大分県）に伴い、佐伯市消防団蒲江方面隊名護屋分団の葛原消防機庫の移転の必要が生じたことに伴い、これを移転建設し、葛原地区における消防力の維持を図る。
- (2) 事業の内容
 ① 消防機庫建設工事 1 棟（延べ床面積約 50 m²）
 ② 実施設計業務委託 一式
- (3) 事業費及び財源内訳

(単位：千円)

事業費	財源内訳		
	辺地対策事業債	移転補償費	一般財源
20,003	17,700	2,300	3

- (4) 事業の実施時期
 平成 31 年度

(担当課：政策企画課)

議案第 42 号

佐伯市大島航路事業条例の一部改正について

(議案書 54 ページ)

大島航路の旅客運賃について、身体障害者及び知的障害者に対する割引運賃の適用を勘案し、新たに精神障害者を割引運賃の適用対象としようとするものである。

<改正の内容>

(1) 割引運賃の適用対象者の追加

大島航路の旅客運賃については、障がい者の区分に応じ、次の表の左欄に掲げる身体障害者及び知的障害者に対し、中欄に掲げる割合を割り引いている。

精神障害者についても、公平性の観点から、次の表の右欄に掲げる区分により新たに当該旅客運賃の割引の適用対象とする（障害等級の区分は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に規定する区分による。）。

現行の割引の適用対象としている障がい者の区分	割引割合	新たに割引の適用対象とする障がい者の区分
① 第 1 種身体障害者 ② 第 1 種知的障害者	5 割	障害等級が 1 級 (※ 1) に該当する精神障害者
① 第 2 種身体障害者 ② 第 2 種知的障害者	3 割	障害等級が 2 級 (※ 2) 又は 3 級 (※ 3) に該当する精神障害者

(※ 1) 精神障害の状態が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度（家事、身の清潔保持等を自発的に行えず、常時援助を必要とする程度）のもの

(※ 2) 精神障害の状態が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

(※ 3) 精神障害の状態が、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(2) 施行期日

公布の日（平成 31 年 3 月 31 日までに公布予定）

（例規集第 4 巻 93000 ページ）

（担当課：地域振興課）

議案第 43 号

佐伯市手数料条例の一部改正について

(議案書 55 ページ)

建築基準法の一部改正に伴い、用途規制の特例許可申請に対する審査のうち公聴会の開催又は建築審査会の同意を要しないものに係る手数料、街区における避難上及び

消火上必要な機能の確保を図るための壁面線の指定をした場合等の建蔽率の特例許可申請に対する審査に係る手数料並びに用途変更に係る全体計画認定申請及び既存建築物一時用途変更許可申請に対する審査に係る手数料の額を新たに定めるほか、規定の整理をしようとするものである。

＜主な改正の内容＞

(1) 用途規制の特例許可申請に対する審査に係る手数料の追加

用途規制の特例許可（※1）をする際に必要となる手続について、次の表の左欄に掲げる特例許可をする場合においては、それぞれ次の表の中欄に掲げる手続が不要となることとなった。

これに伴い、当該手続が不要となる場合における特定行政庁が行う許可の申請に対する審査に係る手数料の額について、1件の審査につき、それぞれ次の表の右欄に掲げる金額とする（別表第4の16の項改正関係）。

区分	不要となる手続	手数料の額
特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転について特例許可をする場合	①公聴会の開催 ②建築審査会の同意	120,000円
日常生活に必要な建築物（例：コンビニエンスストア）で、騒音又は振動の発生等による住居の環境の悪化を防止するために必要な措置が講じられているものの建築について、建築基準法第48条第1項から第7項までの規定のただし書の規定による許可（特例許可）をする場合	①建築審査会の同意	140,000円

※1 特定行政庁（本市においては、市長）は、用途規制に適合しない建築物について、各用途地域における市街地環境を害するおそれがないこと等を認めて許可した場合には、特別に立地を認めることができることとされている。

(2) 街区における避難上及び消火上必要な機能の確保を図るための壁面線の指定がある場合等の建蔽率の特例許可申請に対する審査に係る手数料の追加

街区における避難上及び消火上必要な機能の確保を図るため、前面道路の境界線から後退して壁面線の指定等がある場合において、当該壁面線等を越えない一定の建築物の建蔽率は、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した範囲内において、建築物の建蔽率を緩和することができることとなった。

これに伴い、当該建蔽率の特例許可申請に対する審査に係る手数料の額について、1件の審査につき、33,000円とする（別表第4の19の項改正関係）。

(3) 既存建築物について行われる用途変更に伴う2以上の工事の全体計画等の認定申請に対する審査に係る手数料の追加

既存不適格建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を

行う場合において、特定行政庁が当該2以上の工事の全体計画が一定の基準に適合すると認めるときは、全体計画に係る最後の工事に着手するまでは、建築基準法第87条第3項に掲げる規定(※2)を準用しないこととされることとなった。

これに伴い、当該全体計画の認定申請及びその変更の認定申請に対する審査に係る手数料の額について、1件の審査につき、それぞれ27,000円とする(別表第4の41の項及び42の項改正関係)。

※2 建築基準法の規定の一部が適用除外されている既存不適格建築物について、その用途を変更する場合は、適用除外されている同法の規定が適用されることとなる規定

(4) 既存建築物一時用途変更許可申請に対する審査に係る手数料の新設

既存建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合について、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、一定の期間、建築基準法の全部又は一部の適用除外を認めることとされた。

これに伴い、次の表の左欄に掲げる場合における特定行政庁が行う許可の申請に対する審査に係る手数料の額について、1件の審査につき、それぞれ次の表の右欄に掲げる金額とする(別表第4の43の項追加関係)。

区分	手数料の額
建築物の用途を変更して、その建築物を興行場等(※3)として使用することを許可する場合	120,000円
建築物の用途を変更して、その建築物を特別興行場等(※4)として使用することを許可する場合	160,000円

※3 興行場、博覧会建築物、店舗その他これらに類する建築物をいう。

※4 国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要がある興行場等をいう。

(5) 施行期日

建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日

⇒ 当該法律の公布の日(平成30年6月27日)から起算して1年を超えない範囲内(平成31年6月26日までの日)において政令で定める日

(例規集第2巻32700ページ)

(担当課:建築住宅課)

議案第44号

佐伯市市営住宅条例の一部改正について

(議案書57ページ)

入居の状況、施設の老朽化等を総合的に勘案し、上岡住宅、猪串団地及び亀の甲団地を用途廃止しようとするものである。

なお、この議案は、佐伯市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

1 用途廃止する住宅の概要

名称	位置	構造	棟数	戸数	建築年
上岡住宅	佐伯市大字鶴望 210番地1	木造瓦葺平家建	5棟	5戸	昭和38年
猪串団地	佐伯市蒲江大字猪 串浦626番地1	簡易耐火2階建	1棟	5戸	昭和56年
亀の甲団地	佐伯市蒲江大字畑 野浦1638番地3	簡易耐火平家建	1棟	5戸	昭和41年

2 用途廃止する理由

名称	用途廃止の理由
上岡住宅	<p>上岡住宅は、老朽化が進んでいたことから、予めから入居者に周辺にある市営住宅等への転居を促してきたが、これまでに入居者の同意を得た上でその転居を完了した。</p> <p>また、上岡住宅の周辺にある城西団地、野口団地、鶴望団地、鶴岡団地等にはそれぞれ適時空室があり、今後の公営住宅の需要に対応できる見込みであることから、これらの事情を総合的に勘案し、上岡住宅を用途廃止することとする。</p> <p>なお、地元の上岡地区自治会からは、当該用途廃止についての同意を得ている。</p>
猪串団地	<p>猪串団地は、老朽化が進んでいたことから、予めから入居者に周辺にある市営住宅等への転居を促してきたが、これまでに入居者の同意を得た上でその転居を完了した。</p> <p>また、猪串団地の周辺にある内ノ浦団地、小向団地及び清水団地にはそれぞれ適時空室があり、今後の公営住宅の需要に対応できる見込みであることから、これらの事情を総合的に勘案し、猪串団地を用途廃止することとする。</p> <p>なお、地元の猪串地区自治会からは、当該用途廃止についての同意を得ている。</p>
亀の甲団地	<p>亀の甲団地は、老朽化が進んでいたことから、予めから入居者に周辺にある市営住宅等への転居を促してきたが、これまでに入居者の同意を得た上でその転居を完了した。</p> <p>また、亀の甲団地の周辺にある畑野浦団地、松合団地及び高坊団地にはそれぞれ適時空室があり、今後の公営住宅の需要に対応できる見込みであることから、これらの事情を総合的に勘案し、亀の甲団地を用途廃止することとする。</p>

	なお、地元の畑野浦地区自治会からは、当該用途廃止についての同意を得ている。
--	---------------------------------------

- (4) 施行期日
 公布の日（平成 31 年 3 月 31 日までに公布予定）
 （例規集第 5 巻 102800 ページ）
 （担当課：建築住宅課）

議案第 45 号

佐伯市市民ふれあい農園条例の一部改正について （議案書 58 ページ）

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない有機農業の推進を図るため、市民ふれあい農園を新たに追加するほか、規定を整備しようとするものである。

<主な改正の内容>

- (1) 追加する市民ふれあい農園の名称及び位置
 新たに追加する市民ふれあい農園の名称及び位置について、次の表のとおりとする（第 2 条の表改正関係）。

名称	位置
女島第二市民ふれあい農園	佐伯市 7459 番地（新女島地区）

- (2) 「女島第二市民ふれあい農園」の利用対象者
 「女島第二市民ふれあい農園」を利用できる者は、原則として、本市に居住する農業者以外の者とするが、本市に居住する農業者にも利用させることができることとする（第 3 条ただし書追加関係）。
- (3) 「女島第二市民ふれあい農園」における利用方法の例外
 有機農業の推進を図る観点から、「女島第二市民ふれあい農園」の利用に当たっては、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないように努めなければならない」こととする（第 6 条第 5 項追加関係）。
- (4) 「女島第二市民ふれあい農園」の使用料
 「女島第二市民ふれあい農園」の使用料は、1 区画当たり、年額 4,610 円とする（別表改正関係）。
- (5) 施行期日
 公布の日（平成 31 年 3 月 31 日までに公布予定）から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日

（例規集第 4 巻 81700 ページ）
 （担当課：農林課）

議案第 46 号

佐伯市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について

(議案書 60 ページ)

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者が有すべき資格に「専門職大学(※1)の前期課程修了者」を追加するほか、規定の整理をしようとするものである。

水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う「布設工事監督者」及び水道の管理について技術上の業務を担当する「水道技術管理者」は、水道法第 12 条第 2 項及び第 19 条第 3 項の規定により、「政令で定める資格を参酌(※2)して当該地方公共団体の条例で定める資格を有する者でなければならない」とこととされている。

平成 31 年 4 月 1 日に、この政令(水道法施行令)及びこれに関係する省令(水道法施行規則)の一部が改正(施行)されることに伴い、この条例において規定する「布設工事監督者」及び「水道技術管理者」の資格について、当該政令等の改正内容を参酌して、その改正内容と同様の内容に改正するほか、規定の整理をする。

※1 深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする大学をいう(改正後の学校教育法第 83 条の 2 第 1 項)。

※2 「資格(基準)を参酌=参酌すべき基準」とは、十分参照しなければならない資格(基準)であり、法令の「参酌すべき資格(基準)」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される資格(基準)をいう。

<主な改正の内容>

(1) 布設工事監督者の資格要件の拡大

布設工事監督者の基礎資格として、新たに「土木科又はこれに相当する課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」を追加する(第 2 条の改正による第 4 条第 3 項改正関係)。

(2) 水道技術管理者(専用水道以外)の資格要件の拡大

水道技術管理者(専用水道以外)の基礎資格として、新たに次の①及び②の資格を追加する(第 2 条の改正による第 5 条第 1 項第 2 号及び第 4 号改正関係)。

① 土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて専門職大学の前期課程を修了した後、6年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

② 工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて専門職大学の前期課程を修了した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 水道技術管理者(専用水道)の資格要件の拡大

水道技術管理者（専用水道）の基礎資格として、新たに次の①から③までの資格を追加する（第2条の改正による第5条第2項第3号、第8号及び第10号改正関係）。

- ① 土木科又はこれに相当する課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した後、2年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ② 土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて専門職大学の前期課程を修了した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ③ 工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて専門職大学の前期課程を修了した後、3年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 施行期日

- ① 第1条による改正規定 公布の日
- ② 第2条による改正規定 平成31年4月1日

(例規集第5巻 105650 ページ)

(担当課：営業課)

議案第47号

佐伯市道の駅かまへの指定管理者の変更について

(議案書 62 ページ)

佐伯市道の駅かまへの指定管理者を変更することについて、地方自治法第244条の2第6項及び佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

平成31年4月1日から平成36年3月31日までを管理指定期間とする「道の駅かまへ」の指定管理者については、平成30年第5回佐伯市議会定例会において、「蒲江創生協会」(代表者：早川光樹)が指定の議決を受けたところである。

しかし、平成31年2月4日に、当該協会から市長に対し、「指定管理施設受託法人変更届」が提出されたため、当該道の駅の指定管理者を変更(指定)することについて、再度、議会の議決を求めようとするものである。

<変更の内容等>

(1) 指定管理者となる団体の所在地及び名称

- | | | |
|---|-----|----------------------|
| 旧 | 所在地 | 佐伯市蒲江大字西野浦 1637 番地 3 |
| | 団体名 | 蒲江創生協会 |
| | 代表者 | 早川光樹 |
| 新 | 所在地 | 佐伯市蒲江大字西野浦 1637 番地 3 |
| | 団体名 | 株式会社 蒲江創生協会 |
| | 代表者 | 代表取締役 早川光樹 |

(2) 変更後の指定管理者の指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

【その他参考事項】

変更の理由（指定管理者選定委員会の答申から抜粋）

蒲江創生協会は、任意団体から法人登記し、「株式会社蒲江創生協会」を設立したが、団体を構成する役員、施設の職員構成、実施内容、収支計画等に変更がなく、法人化することで、信用力及び資金調達力の面で組織としても好転し、法人化することによる欠点は見当たらないため、合議の結果、指定管理者の候補者として適当であると全会一致で決した。

(担当課：観光課)

議案第 48 号

佐伯市土地開発公社の解散について

(議案書 63 ページ)

土地開発公社の解散については、公有地の拡大の推進に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、「設立団体がその議会の議決を経て、（設立団体が市町村の場合は）都道府県知事の認可を受けたときに解散する」こととされている。

本議案は、佐伯市土地開発公社を解散することについて、当該法律の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

土地開発公社を活用した土地の先行取得については、近年の公共事業の減少、地価の継続的な下落等の社会情勢の変化に伴い、その必要性が次第に薄れてきた。

全国的にも多くの地方公共団体において土地開発公社の解散が進められてきており、本市の土地開発公社においても、借入金を完済したこと、本市が委託した公有地の先行取得業務を完了したこと、今後土地開発基金等を活用した公共用地の取得が可能であること等の理由により、同公社を解散することが適正であると判断した。

なお、当該公社の解散の効力は、市議会の議決を経た後において、大分県知事がその解散の認可をした日に発生する。

(担当課：都市計画課)

議案第 49 号

佐伯市いじめ問題対策委員会条例の制定について

(議案書 64 ページ)

佐伯市教育委員会の附属機関として、新たに「佐伯市いじめ問題対策委員会」を設置しようとするものである（本概要書の 1 ページの「議案第 29 号・佐伯市いじめ問題調査委員会条例の制定について」に関連）。

教育委員会又は学校は、「いじめ防止対策推進法」第 28 条第 1 項の規定により、いじめにより学校に在籍する児童又は生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い等があると認めるときは、その重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事

態の発生の防止に資するため、速やかに、当該教育委員会又は学校の下に組織を設け、適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとされた。

このことから、当該組織として、「佐伯市いじめ問題対策委員会」を設置する。

<条例の主な内容>

- (1) 委員会の所掌事務は、佐伯市教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、その結果を当該委員会に答申するものとする（第2条関係）。
 - ① いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関すること。
 - ② いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関すること。
- (2) 委員会は、委員5人以内をもって組織し、特別の事項の調査及び審議をさせるため必要があるときは、臨時委員を置くことができることとする（第3条関係）。
- (3) 委員は、法律、医療、教育、心理又は福祉に関して優れた識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する（第4条第1項関係）。
- (4) 委員の任期は、2年とする（第4条第2項関係）。
- (5) 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く（第5条第1項関係）。
- (6) 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する（第7条関係）。
- (7) 施行期日
平成31年4月1日

(担当課：学校教育課)

議案第50号

佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について (議案書66ページ)

市民の声・市政への提言ハガキ、電子メール等により、佐伯市市政モニターの設置目的が達成できるため、「佐伯市市政モニター条例」を廃止し、あわせて関係する条例を改正しようとするものである。

<改正の内容>

- (1) 佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正（本則による改正）

市政モニターは、市政に関する市民各層の意見要望等を聴取するとともに、世論の動向を正しく把握し、市政の効率的な運営に資するために設置されているものである。

近年、市政モニター以外の広聴機能（さいき創生を語る会、御意見箱、電子メール、市政提言はがき、パブリックコメント手続等）を活用して市民から市政に対して意見、提言等をいただいております。特定の市民に限定して意見、提言等をいただく必要性が乏しくなっている。

以上のことから、市政モニターを廃止することとし、その設置根拠となっている条例を廃止する（本則第 63 号追加関係）。

- (2) 佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則による改正）

上記（1）の改正（市政モニターの廃止）に伴い、非常勤の特別職の職員の報酬金額を定めた表から、市政モニターの報酬金額（年額 6,000 円）に係る規定を削除する（附則第 2 項の規定による別表第 1 改正関係）。

- (3) 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

（例規集第 5 巻 110500 ページ、第 1 巻 8500 ページ）

（担当課：市民課）

議案第 51 号

佐伯市一般廃棄物処理施設条例及び佐伯市し尿処理施設条例の一部改正について

（議案書 67 ページ）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴い、本市が設置する一般廃棄物処理施設（エコセンター番匠、佐伯一般廃棄物最終処分場及び蒲江一般廃棄物最終処分場）及びし尿処理施設（クリーンセンター）に置かれる技術管理者が有すべき資格に「専門職大学の前期課程修了者」を追加しようとするものである。

一般廃棄物処理施設（し尿処理施設を含む。）の維持管理に関する技術上の業務を担当する「技術管理者」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 21 条第 3 項の規定により、「環境省令で定める基準を参酌して当該市町村の条例で定める資格を有する者でなければならない」こととされている。

平成 31 年 4 月 1 日に、この環境省令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則）の一部が改正（施行）されることに伴い、「一般廃棄物処理施設条例」及び「し尿処理施設条例」において規定する「技術管理者の資格」について、当該省令の改正内容を参酌して、その改正内容と同様の内容にそれぞれ改正するものである。

<改正の内容>

- (1) 技術管理者の資格要件の拡大

技術管理者の基礎資格として、新たに次の①及び②の資格を追加する（①については、第 1 条の改正による第 3 条第 6 号の改正及び第 2 条の改正による第 4 条第 6 号の改正、②については、第 1 条の改正による第 3 条第 7 号の改正及び第 2 条の改正による第 4 条第 7 号の改正関係）。

- ① 理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて専門職大学の前期課程を修了した後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ② 理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工

学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて専門職大学の前期課程を修了した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

(例規集第 4 卷 70900 ページ、71900 ページ)

(担当課：一般廃棄物処理施設条例の改正については清掃課、し尿処理施設条例の改正については環境対策課)

議案第 52 号

佐伯市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

(議案書 69 ページ)

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付けに係る利率を軽減し、及び保証人に関する規定を整備するほか、規定の整理をしようとするものである。

災害援護資金の貸付けについては、その利率については「災害弔慰金の支給等に関する法律」第 10 条第 4 項の規定により据置期間を除き「年 3 %」とされているほか、その保証人等についても、「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」に所要の規定がされている。

平成 31 年 4 月 1 日に、これらの法令の一部が改正（施行）され、当該資金の貸付利率について条例で定めることとなったこと等に伴い、「佐伯市災害弔慰金の支給等に関する条例」において規定する当該資金の貸付利率、保証人等に係る規定について、それぞれ改正するものである。

<主な改正の内容>

- (1) 災害援護資金の貸付利率の軽減
災害援護資金について、「年 3 %」としている貸付利率を、延滞の場合を除き「無利子」とする（改正後の第 14 条第 1 項関係）。
- (2) 災害援護資金の保証人の必置
政令に定められている当該資金の貸付けに係る「保証人」の規定が削除されることから、当該保証人の必置に係る規定を条例に規定することとし、その保証人は「連帯保証人」であることを明記する（改正後の第 14 条第 1 項及び第 2 項関係）。
- (3) 災害援護資金の保証人に係る特例
上記 (2) にかかわらず、当該資金の貸付けの対象となる災害が「特定非常災害 (※)」として指定された場合について、次のとおり特例を設ける（改正後の第 14 条第 3 項関係）。
 - ① 保証人を立てないことができることとする。
 - ② 保証人を立てない場合の当該資金の利率について、据置期間中は「無

利子」とし、据置期間経過後は延滞の場合を除き「年1%」とする。

※ 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第2条第1項の規定により指定された「著しく異常かつ激甚な非常災害」をいう。

(4) 施行期日

平成31年4月1日（規定の整理に係る部分は、公布の日）

(例規集第3巻 52500 ページ)

(担当課：社会福祉課)

議案第53号

佐伯市保育所条例の一部改正について

(議案書 71 ページ)

久部保育所の新築移転に伴い、その名称及び位置を改めようとするものである。

<改正の内容>

- (1) 新築移転後の保育所の名称を「つるおか保育所」とし、その位置を「佐伯市鶴岡町二丁目3番8号」とする（別表第1改正関係）。
- (2) つるおか保育所の保育時間及び休所日について、移転前の久部保育所と同様に、次の表のとおりとする（別表第2改正関係）。

保育時間	休所日
午前8時30分から午後5時まで	① 日曜日 ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ③ 12月30日から翌年の1月3日までの日

- (3) 施行期日（久部保育所の閉所及びつるおか保育所の開所の日）

平成31年4月1日

【その他参考事項（つるおか保育所の概要）】

- (1) 定員：120人
- (2) 敷地面積：4,000 m²
- (3) 建物構造：木造平家建て
- (4) 延床面積：973.79 m²
- (5) 屋内施設：保育室、遊戯室、調理室、事務室等

(例規集第3巻 55600 ページ)

(担当課：こども福祉課)

議案第 54 号

佐伯市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(議案書 72 ページ)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等による代替保育の提供及び食事の提供の特例に関する基準を改めようとするものである。

家庭的保育事業等の設備及び運営については、児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項の規定により、「条例で基準を定めなければならない」こととされている。

また、その条例を定めるに当たっては、同条第 2 項の規定により、「当該事業等に従事する者及びその員数、児童の適切な処遇の確保等に関する事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定める(※1)」ものとされている。

平成 30 年 4 月 27 日に、この厚生労働省令(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)が改正(施行)されたことに伴い、当該基準の改正内容と同様の内容に条例の一部を改正するものである。

※1 「基準に従い定める=従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準であり、法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容される基準をいう。

<主な改正の内容>

(1) 代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和

家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の①及び②の要件を満たすと市長が認める場合には、家庭的保育事業者等が「家庭的保育事業を行う場所以外の場所において代替保育を提供する場合にあつては小規模保育事業(A型、B型)又は事業所内保育事業を行う者」を、「家庭的保育事業を行う場所において代替保育を提供する場合にあつてはこれらの者と同等の能力を有すると市長が認める者」をそれぞれ確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設を確保することに代えることができることとする(第6条第2項及び第3項追加関係)。

① 家庭的保育事業者等と代替保育を提供する者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

② 代替保育を提供する者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大

家庭的保育事業者について、保育所等から調理業務を受託しており、家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮等に適切に応じることができるものとして、市長が適当と認める事業者からの

食事の外部搬入を可能とする（第 16 条第 2 項第 4 号追加関係）。

(3) 自園調理に関する規定の適用猶予期間の延長

制定時の条例の施行日（平成 27 年 4 月 1 日）以後に家庭的保育事業の認可を受け、居宅で保育を提供している家庭的保育事業者については、自演調理により行うために必要な体制を確保するという努力義務を課しつつ、自演調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を「5 年」から「10 年」に延長する（附則第 2 項追加関係）

(4) 施行期日

公布の日（平成 31 年 3 月 31 日までに公布予定）

（例規集第 3 巻 56350 ページ）

（担当課：こども福祉課）

議案第 55 号

佐伯市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（議案書 74 ページ）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員が有すべき資格に「専門職大学の前期課程修了者」を追加しようとするものである。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営については、児童福祉法第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定により、「条例で基準を定めなければならない」こととされている。

また、その条例を定めるに当たっては、同条第 2 項の規定により、「当該事業に従事する者及びその員数については、厚生労働省令で定める基準に従い定める」ものとされている。

平成 31 年 4 月 1 日に、この厚生労働省令（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）の一部が改正（施行）されることに伴い、当該基準の改正内容と同様の内容に条例の一部を改正するものである。

<改正の内容>

(1) 放課後児童支援員の資格要件の拡大

放課後児童支援員の基礎資格として、新たに「社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者」を追加する（第 10 条第 3 項第 5 号改正関係）。

(2) 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

（例規集第 3 巻 55250 ページ）

（担当課：こども福祉課）

議案第 56 号

佐伯市国民健康保険条例の一部改正について (議案書 75 ページ)

佐伯市国民健康保険運営協議会の委員に被用者保険等保険者を追加するほか、国民健康保険の被保険者とし不在者を新たに定めようとするものである。

国民健康保険法施行令が平成 30 年 4 月 1 日に改正（施行）され、国民健康保険運営協議会について、その改正後の第 3 条第 4 項の規定により、「被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる」こととされた。

また、児童福祉法の規定により、児童福祉施設に入所等している児童又は里親に委託されている児童であって、民法の規定による扶養義務者のないものについては、県から医療機関を受診するための受診券が発行され、国民健康保険に加入しなくても公費で医療費が賄われることから、国民健康保険法施行規則第 1 条第 5 号に規定する「特別の事由がある者」として、「国民健康保険の被保険者とし不在者」について条例で定める必要がある。

これらのことについて、所要の改正を行うものである。

<改正の内容>

(1) 国民健康保険運営協議会の委員の追加

国民健康保険運営協議会の委員について、「被用者保険等保険者を代表する委員」を新たに加え、その定数を「1 人」とする（第 2 条第 1 項第 4 号追加関係）。

(2) 被保険者とし不在者の定義の新設

児童福祉法の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とし不在こととする（第 2 条の 2 追加関係）。

(3) 施行期日

公布の日（平成 31 年 3 月 31 日までに公布予定）

(例規集第 4 巻 66100 ページ)

(担当課：保険年金課)

議案第 57 号

佐伯市国民健康保険特別会計財政調整基金条例の一部改正について (議案書 76 ページ)

国民健康保険法の一部改正による国民健康保険事業の広域化に伴い、本市の国民健康保険特別会計財政調整基金の積立額の算出方法及び処分事由を改めようとするものである。

本年度に行われた国民健康保険の広域化に伴い、大分県に対し、毎年度、「国民健康保険事業費納付金」を納付する必要がある一方、本市の保険給付費に要する費

用についてはその全額について、同県から交付される「保険給付費等交付金」を財源とすることとされた。

これに伴い、当該基金の積立額の算出方法及び処分事由を次のとおり改める。

<改正の内容>

(1) 基金の積立額の算出方法の改正

基金の積立額の算出方法については、本市が行う保険給付に要した費用に基づき算出する必要がなくなったことから、地方財政法第7条第1項の規定(※)及び他の基金条例との均衡を考慮し、「前年度決算剰余金の2分の1を下らない額及び毎年度予算で定める額の合計額」により算出することとする(第2条改正関係)。

※ 地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない。

(2) 基金の処分事由の改正

基金の処分については、これまではその事由の一つとして、「保険給付に要する経費の財源に不足を生じた場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき」に処分できることとしていたが、その必要がなくなったことから、この処分事由を削除する。

一方、大分県に対し、毎年度、「国民健康保険事業費納付金」を納付する必要があることから、新たに「国民健康保険事業費納付金の納付に要する経費の財源に不足を生じた場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき」に当該基金を処分することができることとする(第5条第1号改正関係)。

(3) 施行期日

公布の日(平成31年3月31日までに公布予定)

(例規集第2巻34800ページ)

(担当課:保険年金課)

議案第58号

佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について

(議案書77ページ)

切畑幼稚園及び明治幼稚園の園児数が減少したことに伴い、平成31年度から両幼稚園を廃止し、あわせて関係する条例を改正しようとするものである。

なお、この議案は、佐伯市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

<改正の内容>

(1) 佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正(本則による改正)

平成 29 年 4 月 1 日に、弥生地域において「やよいこども園」が開園したことにより、平成 29 年度から切畑幼稚園及び明治幼稚園の園児数が減少し、同年度及び平成 30 年度における両幼稚園の園児数がそれぞれ 3 人以下の状況となっている。

このような状況下においては、多様性を育む集団的教育を実現することが困難であり、また、今後も両幼稚園の園児数の増加が見込まれないことから、両幼稚園を廃止することとする（別表改正関係）。

(2) 佐伯市学校給食センター条例の一部改正（附則による改正）

上記（1）の改正（切畑幼稚園及び明治幼稚園の廃止）に伴い、弥生学校給食センターの給食配送対象校（9 校）から両幼稚園を除外する（附則第 2 項の規定による別表改正関係）。

(3) 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

（例規集第 2 巻 42900 ページ、44000 ページ）

（担当課：学校教育課）

議案第 59 号

佐伯市公民館条例及び佐伯市文化会館条例の一部改正について

（議案書 78 ページ）

平成 32 年度から、老朽化した佐伯市弥生地区公民館の機能を弥生文化会館に移転させることに伴い、当該公民館の位置及び使用料を改めるとともに、当該文化会館を廃止しようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 移転後の弥生地区公民館の位置の改正

移転後の弥生地区公民館の位置を現在の弥生文化会館の位置とするため、その位置を「佐伯市弥生大字上小倉 1157 番地 2」と定める（第 1 条の改正による別表第 1 改正関係）。

(2) 移転後の弥生地区公民館の使用料の改正

移転後の弥生地区公民館の使用料について、弥生文化会館の使用料の額を基本とし、他の地区公民館と同様の料金表に規定する（第 1 条の改正による別表第 2 第 13 項改正関係）。

(3) 弥生文化会館の廃止に伴う規定の削除

弥生文化会館の廃止に伴い、「佐伯市文化会館条例」から弥生文化会館の名称、位置その他の弥生文化会館に関連する規定を削除する（第 2 条による改正関係）。

(4) 施行期日

平成 32 年 4 月 1 日

（例規集第 2 巻 44700 ページ、45200 ページ）

（担当課：社会教育課）

議案第 60 号

佐伯市都市公園条例の一部改正について (議案書 80 ページ)

佐伯市総合運動公園に設置する有料公園施設の利用状況を勘案し、名称及び利用料金を改めようとするものである。

＜主な改正の内容＞

(1) 多目的グラウンド(人工芝)の名称の変更

人工芝の「多目的グラウンド」について、その名称が天然芝の「多目的広場」と類似していることから、当該多目的グラウンドの名称を「人工芝グラウンド」に変更する(第6条第2項の表及び別表第1改正関係)。

(2) 有料公園施設の利用料金に係る割増しの見直し

市外者並びに日曜日、土曜日及び祝日の利用者に対する利用料金の割増しについて統一するため、次の表の左欄に掲げる施設について、右欄に記載のとおり改正する。

これにより、当該有料公園施設の利用料金の割増しについては、「市外者の利用に係る料金の2割増し」のみとなる(別表第4改正関係)。

施設の名称	主な改正の内容
佐伯球場、多目的広場(天然芝)、陸上競技場、弓道場、アーチェリー場、相撲場	「土日祝日の利用に係る料金の3割増し」を廃止し、「市外者の利用に係る料金の2割増し」の適用のみとする。
テニスコート、多目的グラウンド(人工芝)、市民総合プール、総合体育館、セミナーハウスはぐくみ、屋内運動広場	新たに「市外者の利用に係る料金の2割増し」を適用する。

(3) 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

(例規集第 5 巻 100600 ページ)

(担当課：体育保健課)

議案第 61 号

工事請負契約の締結について(平成 30 年度佐伯学校給食センター(仮称)建設(建築主体)工事) (議案書 86 ページ)

平成 30 年度佐伯学校給食センター(仮称)建設(建築主体)工事に係る工事請負契約を締結することについて、「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

- | | |
|----------|----------------------------------|
| (1) 入札方式 | 要件設定型一般競争入札(事後審査型) |
| (2) 工期 | 平成 32 年 3 月 13 日まで |
| (3) 予定価格 | 608,157,720 円(税抜き 563,109,000 円) |

- (4) 最低制限価格 547,341,948 円 (税抜き 506,798,100 円)
 (5) 入札業者及び入札金額 (消費税及び地方消費税を含まない金額)

入札業者	入札金額	備考
菅・佐々木特定建設工事共同企業体	535,000,000 円	落札
森田・疋田特定建設工事共同企業体	547,000,000 円	
豊國・谷川特定建設工事共同企業体	554,662,000 円	

- (6) 契約の相手方及び契約金額 (消費税及び地方消費税を含む金額)

豊後高田市香々地 4089 番地
 菅・佐々木特定建設工事共同企業体
 代表構成員 株式会社菅組
 代表取締役 堤俊之

577,800,000 円
 (落札率：95.01%)

【その他参考事項】

- (1) 工事の概要

- ① 建物の構造 鉄筋コンクリート造 2 階建て
 ② 延べ床面積 2,069.30 m²
 (内訳：センター1,990.35 m²、車庫棟 78.95 m²)
 ③ 調理可能食数 3,000 食/日 (供用開始時 1,355 食/日)
 ④ 施設の概要 荷受室、検収室、下処理室、加工室、炊飯室、洗浄室、食育食堂室、会議室、事務室等

- (2) 給食の配送先

- ① 供用開始時
 3 校 (佐伯小学校、佐伯東小学校、渡町台小学校)
 ② 平成 33 年度以降
 その他の給食センター (調理場) の老朽化、食数等を勘案し、順次決定する。

- (3) 工事費の財源内訳

(単位：円)

工事費	財源内訳		
	国庫補助金	合併特例債	一般財源
577,800,000	77,541,000	475,200,000	25,059,000

- (4) 供用 (配送) 開始予定日

平成 32 年 8 月 25 日 (各小学校の 2 学期の始業式の実施予定日)

(担当課：体育保健課)

議案第 62 号

**工事請負契約の締結について（平成 30 年度佐伯学校給食センター（仮称）建設（電気設備）工事）
（議案書 94 ページ）**

平成 30 年度佐伯学校給食センター（仮称）建設（電気設備）工事に係る工事請負契約を締結することについて、「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

- (1) 入札方式 要件設定型一般競争入札（事後審査型）
- (2) 工期 平成 32 年 3 月 13 日まで
- (3) 予定価格 218,705,400 円（税抜き 202,505,000 円）
- (4) 最低制限価格 196,834,860 円（税抜き 182,254,500 円）
- (5) 入札業者及び入札金額（消費税及び地方消費税を含まない金額）

入札業者	入札金額	備考
大徳・菊池特定建設工事共同企業体	182,254,500 円	くじにより落札
中川電設・佐伯電業特定建設工事共同企業体	182,254,500 円	
河野・国栄特定建設工事共同企業体	182,254,500 円	
九電工・匹田電気工事特定建設工事共同企業体	182,254,500 円	

- (6) 契約の相手方及び契約金額（消費税及び地方消費税を含む金額）

大分市牧 1 丁目 4 番 13 号
大徳・菊池特定建設工事共同企業体
代表構成員 大徳電業株式会社
代表取締役 秋吉素史

196,834,860 円
(落札率：90.00%)

【その他参考事項】

- (1) 工事の概要
高圧受変電設備工事、幹線設備工事、厨房機器電源設備工事、照明器具取付設備工事等 各一式
- (2) 工事費の財源内訳

(単位：円)

工事費	財源内訳		
	国庫補助金	合併特例債	一般財源
196,834,860	26,415,000	161,800,000	8,619,860

(担当課：体育保健課)

議案第 63 号

工事請負契約の締結について（平成 30 年度佐伯学校給食センター（仮称）建設（機械設備）工事）

（議案書 95 ページ）

平成 30 年度佐伯学校給食センター（仮称）建設（機械設備）工事に係る工事請負契約を締結することについて、「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

- (1) 入札方式 要件設定型一般競争入札（事後審査型）
- (2) 工期 平成 32 年 3 月 13 日まで
- (3) 予定価格 468,194,040 円（税抜き 433,513,000 円）
- (4) 最低制限価格 421,374,636 円（税抜き 390,161,700 円）
- (5) 入札業者及び入札金額（消費税及び地方消費税を含まない金額）

入札業者	入札金額	備考
鬼塚産業・ニッショー・つるみ水道 工事特定建設工事共同企業体	390,161,700 円	くじにより落札
高砂・久保田特定建設工事共同企業 体	390,161,700 円	
九電工・匹田電気工事特定建設工事 共同企業体	390,161,700 円	
協栄・菊池特定建設工事共同企業体	—	無効

- (6) 契約の相手方及び契約金額（消費税及び地方消費税を含む金額）
 大分市大字津留字六本松 1981 番地の 6
 鬼塚産業・ニッショー・つるみ水道工事特定建設工事共同企業体
 代表構成員 鬼塚産業株式会社
 代表取締役 鶴原達美 421,374,636 円
 （落札率：90.00%）

【その他参考事項】

- (1) 工事の概要
 冷暖房設備工事、換気設備工事、自動制御設備工事、給水設備工事、排水
 設備工事、給湯設備工事、蒸気配管設備工事、粉末消火設備工事、排水処理
 槽工事等 各一式
- (2) 工事費の財源内訳

（単位：円）

工事費	財源内訳		
	国庫補助金	合併特例債	一般財源
421,374,636	56,549,000	346,500,000	18,325,636

（担当課：体育保健課）

諮 問

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者御手洗正子）

（議案書 96 ページ）

人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないこととされている。

本市の人権擁護委員のうち久壽米木人美（くすめぎ ひとみ）委員の任期が平成 31 年 6 月 30 日で満了するため、新たに御手洗正子（みたらい まさこ）氏を推薦しようとするものである。

（担当課：人権・同和対策課）

諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者大竹育代）

（議案書 98 ページ）

諮問第 1 号と同様の諮問である。

本市の人権擁護委員のうち高野昭代（たかの あきよ）委員の任期が平成 31 年 6 月 30 日で満了するため、新たに大竹育代（おおたけ いくよ）氏を推薦しようとするものである。

（担当課：人権・同和対策課）

専決処分の報告

報告第1号

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について (議案書 100 ページ)

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、平成 31 年 2 月 15 日付けで専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものである。

- (1) 事 件 名：佐伯市営駅前駐車場で発生した車両損傷事故に係る損害賠償事件
- (2) 相 手 方：佐伯市城東町 2 番 27 号 田鹿未菜
- (3) 事件の概要：平成 30 年 12 月 22 日午前 10 時 30 分頃、佐伯市営駅前駐車場において、相手方が所有する自動車を出庫させていた際、当該駐車場に設置している遮断機の不具合が原因で、当該自動車の屋根を損傷した。
- (4) 和 解 内 容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。
- (5) 賠 償 金 額：317,800 円（保険適用範囲内）

上記金額の内訳 車両修理費 269,200 円
代車費用 48,600 円

(担当課：観光課)

報告第2号

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について (議案書 101 ページ)

報告第 1 号と同様の報告である。

平成 30 年 12 月 27 日付けで専決処分したので、議会に報告し、その承認を求めるものである。

- (1) 事 件 名：佐伯市弥生大字江良の林道高野口線で発生した車両損傷事故に係る損害賠償事件
- (2) 相 手 方：佐伯市宇目大字小野市 4973 番地 1
東明運送有限会社 代表取締役 佐賀良育広
- (3) 事件の概要：平成 30 年 10 月 17 日午前 9 時 15 分頃、佐伯市弥生大字江良の林道高野口線（起点から約 700 メートル付近の地点）において、相手方が所有する自動車を走行させていた際、当該林道のコンクリート路面の陥没が原因で、当該自動車の右側側部バンパー、油圧ホース及び右側後輪タイヤを損傷した。
- (4) 和 解 内 容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

(5) 賠償金額：238,788 円（保険適用範囲内）

上記金額の内訳 車両修理費 238,788 円

（担当課：農林水産総務課）

報告事項

第1号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について (議案書 103 ページ)

市長の専決処分事項に関する条例本則第1号及び第2号の事項(1件 200万円以内の交通事故の和解及び損害賠償の額の決定)について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。

- (1) 専決処分日：平成30年12月28日
- (2) 事故の場所：佐伯市大字狩生1910番地前の市道車線の路上
- (3) 相手方：佐伯市大字狩生1910番地 石田敏彦
- (4) 事故の概要：平成30年12月2日午前9時30分頃、佐伯市大字狩生1910番地前の市道車線において、佐伯市消防職員が職務上、市有消防自動車を運転していた際、目測を誤り、相手方が所有する家屋の軒に当該市有消防自動車の右側上部が接触し、当該家屋の軒を破損した。
- (5) 和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。
- (6) 賠償金額：32,400円(保険適用範囲内)
上記金額の内訳 家屋修理費 32,400円
(担当課：消防総務課)

第2号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について (議案書 104 ページ)

第1号報告と同様の報告である。

- (1) 専決処分日：平成31年2月13日
- (2) 事故の場所：佐伯市宇目大字木浦内の林道茸ヶ迫線
- (3) 相手方：大分市大手町3丁目1番1号
大分県 大分県南部振興局長 大友進一
- (4) 事故の概要：平成30年11月27日午後2時30分頃、佐伯市宇目大字木浦内の林道茸ヶ迫線(起点から約500メートル付近の地点)において、佐伯市職員が職務上、市有自動車を運転し、当該林道の路肩に駐車しようとして後進していた際、後方確認が不十分であったため、後方で停車中の相手方が所有する自動車に接触し、当該自動車の左側前部バンパー及びヘッドライトを損傷した。
- (5) 和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。
- (6) 賠償金額：145,871円(保険適用範囲内)
上記金額の内訳 車両修理費 145,871円

(担当課：宇目振興局)

第3号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について (議案書 106 ページ)

第1号報告と同様の報告である。

- (1) 専決処分日：平成31年2月6日
- (2) 事故の場所：佐伯市中村南町9番21号に隣接する駐車場
- (3) 相手方：佐伯市中村南町9番21号 岩切静子
- (4) 事故の概要：平成30年11月7日午前10時30分頃、佐伯市中村南町9番21号に隣接する駐車場において、佐伯市職員が職務上、市有自動車で後進していた際、後方確認が不十分であったため、相手方が所有する境界ブロックに接触し、当該境界ブロックを破損した。
- (5) 和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。
- (6) 賠償金額：35,532円(保険適用範囲内)

上記金額の内訳 境界ブロック修理費 35,532円

(担当課：営業課)

第4号報告

債権の放棄について (議案書 107 ページ)

次の表に掲げる非強制徴収債権について、佐伯市債権管理条例第15条第1項の規定により放棄したので、同条第2項の規定により報告するものである。

【放棄した債権の金額及び件数並びに債権を放棄した事由】

(上段：金額(円)、下段：件数)

債権名	金額	件数	放棄した事由(条例第15条第1項)		
			第1号	第2号	第3号
水道料金	728,700	55	時効消滅	行方不明	相続放棄 限定承認
			563,710	160,260	4,730
			39	13	3

(担当課：全般的な事項については収納課、個別の債権に係る事項については営業課)